

那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱

令和元年 9月30日

企画財務部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク及び那覇市市制100周年記念事業キャッチフレーズ(以下「ロゴマーク・キャッチフレーズ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、那覇市市制100周年の祝賀の機運を高め、市への愛着を深めるシンボルとして、また、未来へのさらなる発展のシンボルとして、那覇市市制100周年を内外に周知するために使用する。

(ロゴマーク・キャッチフレーズ)

第3条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、別紙に定めるとおりとする。

(権利)

第4条 第8条に規定するロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認期間におけるロゴマーク・キャッチフレーズに関する一切の権利は、那覇市(以下「市」という。)に属する。

(使用の申請)

第5条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 市及び市の機関並びに那覇市市制100周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が使用するとき
- (2) 市長又は実行委員会会長が、那覇市市制100周年記念事業として認めた事業において使用するとき
- (3) 市又は実行委員会が、共催若しくは後援する事業において使用するとき

- (4) 報道機関が報道、広報等の目的で使用する時
- (5) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用する時
- (6) この要綱に定める事項を遵守し、個人的に使用する時
- (7) その他市長が申請を要しないと認める時

2 市長は、申請者に対し、申請に係る関係資料の提出を求めることができる。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する、又は、そのおそれがあると認められる時
- (2) 那覇市市制 100 周年記念事業の趣旨に反する、又は、そのおそれがあると認められる時
- (3) 市の信用や品位を損なう、又は、そのおそれがあると認められる時
- (4) 暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連し、又は、これらの利益につながるおそれがあると認められる時
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用される、又は、そのおそれがあると認められる時
- (6) 特定の個人又は団体の商標や意匠とする等、独占的な使用、又はそのおそれがあると認められる時
- (7) 不当な利益を得るために使用する、又は、そのおそれがあると認められる時
- (8) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていない時
- (9) その他市長が承認をすることが適当でないとき

2 市長は、前項の規定により、承認するときは、那覇市市制 100 周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用（変更等）承認通知書(様式第 2 号)により、承認しないときは、那覇市市制 100 周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用（変更等）不承認通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による使用の承認に際し、必要な条件を付すことができるも

のとする。

(遵守事項)

第7条 前2条の規定に基づきロゴマーク・キャッチフレーズを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的以外でロゴマーク・キャッチフレーズを使用しないこと
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること
- (3) ロゴマーク・キャッチフレーズの一部のみを使用し、又は変形し、ロゴマーク・キャッチフレーズを他の図形や文字と重ねて使用する等の加工をしないこと
- (4) ロゴマーク・キャッチフレーズのイメージを損なう使用をしないこと
- (5) ロゴマーク・キャッチフレーズ自体を商品化しないこと
- (6) ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (7) ロゴマーク・キャッチフレーズを使用した物品等(以下「使用物品等」という。)を商標登録しないこと
- (8) その他市長が必要と認める事項

(使用承認期間)

第8条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用承認期間は、承認の日から令和4年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、第10条の規定による承認内容の変更により、使用承認期間を延長することができる。

(使用料)

第9条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用料については、無料とする。

(承認内容の変更等)

第10条 使用者は、承認を受けた内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用変更等承認申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第6条第1項の規定を準用して当該申請の内容を審査し、変更の承認を行うときは、那覇市市制100周年

記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用（変更等）承認通知書（様式第2号）を、承認を行わないときは、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用（変更等）不承認通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（使用物品等の提出及び調査報告）

第11条 使用者は、実際の使用物品等を市長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって、これに代えることができる。

2 市長は、使用者にロゴマーク・キャッチフレーズの使用状況等について報告させ、又は実地に調査することができる。

3 使用者は、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用状況等について、市長から報告又は調査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（承認の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に定める事項に違反した場合

(2) 使用承認の際に付した条件に違反した場合

(3) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認められた場合

(4) その他ロゴマーク・キャッチフレーズを継続して使用することが不適當であると認められた場合

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認決定取消通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、使用物品等の回収の措置を求めることができる。

4 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

（費用等の負担）

第13条 この要綱に基づくロゴマーク・キャッチフレーズの使用の承認申請及び使

用に係る費用並びに役務は、使用者の負担とする。

(事故、苦情等の処理)

第14条 使用者は、使用物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

(損失補償等の責任)

第15条 市長は、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

3 使用者は、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関し、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第16条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用の承認等に関する事務は、那覇市企画財務部企画調整課において行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

別紙 ロゴマーク・キャッチフレーズ(第3条関係)

ロゴマーク

■ カラー		■ モノクロ	
			
那覇市市制100周年		那覇市市制100周年	
 C : 100 / M : 100 R : 29 / G : 32 / B : 136 DIC : 581	 M : 90 / Y : 70 / K : 20 R : 201 / G : 46 / B : 51 DIC : 2483	 K : 100	 K : 65
 M : 80 / Y : 20 R : 233 / G : 83 / B : 131 DIC : 113	 C : 40 / M : 5 / Y : 80 R : 170 / G : 201 / B : 82 DIC : 360		

キャッチフレーズ

つなぐ むすぶ ひらく 那覇市制 100 周年